

我が国の私年号に関する研究(二)

——室町時代——

久保常晴

前回、平安時代より南北朝までの私年号について、平安時代末期より鎌倉時代初頭の政治的混乱期にあって、新興勢力としての武家は国民感情と遊離した改元理由による公家の制定せる公年号を無視する態度に出ていることを述べた。さらにその政権確立に到る過程にあって、儒者なる公家と対蹠的な、現実を直視つゝあつた学僧がこれに加担し私年号を使用するに至つたものとも記し、南北朝の政治的対立に関連して、畿内、北九州の一部で使用された私年号も、やがて北陸、関東にまで使用範囲が拡大されたと結論付けてきた。

かかる時期を経て、こゝに室町時代は如毎なる方向を辿つて行くであろうか。従来私年号は関東に発生したものとして、「関東の私年号」と云われて來たが、それは室町時代に種類も多く、またいすれも関東に多く見られる結果によるものである。今それ等の室町時代のものとされているものを、年表・辞典に求め、表示すると第一表の如く、数多くのものが挙げられる。

この表よりして明治より大正へ、それより昭和へと時の経過と共に、その種類を増して来ることが知られる。さらに該当年代も、福徳、弥勒の一時期に跨るもの(本文参照)も一つに纏まり、命勒、命祿の同音異字と見なしたもの

私年号名														辞典・年表名
徳	延	正	享	永	光	保	宝	永	命	弥	福	天	靖	
応	徳	亨	正	伝	永	寿	壽	喜	禄	勒	德			
								不 明	大 永 六	永 正 三	延 徳 二	延文 徳正 二元	嘉 吉 三	国史便覽 (明治33)
								〃	〃	〃	〃	〃	〃	国史大辞典 (明治41)
								天文 二	大 永 六	天文 九	延 徳 二	延文 徳正 二元	嘉 吉 三	更訂国史研究年表 (昭和11)
					延 徳 二	天 正 四	天 文 元	天文 三	〃	〃	〃	〃	〃	大日本年表 (昭和16)
					〃	〃	〃	〃	天 永 文 九 三	享 永 徳 四 三	延文 徳正 二元	嘉 吉 三	国史辞典 (昭和18)	
					〃	〃	〃	天文 二	永 正 三	承 永 安 元 三	〃	〃	新日本史年表 (昭和30)	
			室 町 時 代		〃	〃	〃	〃	天 永 文 九 三	享 永 徳 安 三四 元	〃	〃	日本歴史辞典 (昭和33)	
			〃					天文 三	〃	永 正 三	〃	〃	日本史巡見の手引 (昭和37)	
文 龜 元	寛 正 二	延 徳 元	正 享 康 元	延 徳 元	天 正 元	天 徳 三	天 文 二	〃	天 文 九	永 正 三 ・ 四	延 徳 元 一 四	〃	私 案	

も命禄の一本化に進んでいる。これは史学全体の研究と同じ歩みの中に理解さる可きものであろうが、戦前の域を脱して何程の改訂と新資料の発表があつたろうか。僅かに管見に触れた公式的なものは徳応の新資料の報告を加え得えたに過ぎない。

従来年表等に取り挙げられない正亨、延徳、徳応に就いての成案も得たので、これを加えた。さらに大道は現在まで南北朝のものとされていたが、慶長末年の私案を得たので、これ以後のものを加え、さらに年代、時代の不明瞭なものも相当数ある故、これ等を次回に発表し、私年号に就いての考察を終らうと思う。

以下基本的には前回にならって考察を進める事とする。

一、年代の判定

天靖『武家功名記』には南朝の後胤小倉宮に仕えた上島・下島氏の支流の系図に天靖元年と記して、その分註に北朝は嘉吉二年と書けりと言われて〔註1〕いる。また、『南朝遺文』にも嘉吉三年に楠正儀の子孫の二郎なる者が、

空因法親王を奉じ甲賀郡に及び、改元して天靖の号を建つ

と、その根拠となる資料は挙げずに述べている。江戸の考証学者伴信友は、この天靖の私年号の存在を肯定し、紀伊国牟婁郡色河村の色河左兵衛尉平盛氏が後龜山帝の御子、小倉宮の孫に当る尊秀王の令書を一族に示し、味方に引入れんとした。その際の色河氏所蔵の令書に康正元年乙亥に当るが单に乙亥八月六日との日付の無年号の問題につき、嘉吉三癸亥年、南方にて私に天靖の年号を建てたまひたりければ、此令書には天靖十三乙亥年と書せ給はまほしくおぼしたりけむか、しかすがに南方私の年号なれば世に聞知るべくもあらず、されど時の年号を用ひ給はむ事もはたくちをしくて、干支のみをものし給ひけるなるべし。

と説明を加えて、天靖の私年号の存在に信を置いているのである。大森金五郎、高橋昇造の『最新日本歴史年表』はその元年を嘉吉三年とはしているが、さらに宝徳三年ともしている。然しこれは年表に過ぎなく、その根拠は示されていない。こゝには宝徳三年の一説のある事を挙げるに留め、一応従来通りの嘉吉三年相当として置く。

享正 比企郡某所に

享正三年^{丙子}四月廿七日 正泉禅尼在銘の弥陀三尊種子板碑が発見されている。また埼玉県入間郡大家村森戸大徳所

蔵板碑に、

享正二年四月十三日 道金禪門

の銘ある円相のある弥陀一尊のものが知られている。^(註2)その板碑中の種子、書体よりして室町時代の特徴をもつたものである。丙子年は室町時代には応永五年、康正二年、永正十三年、天正四年の四個度あって、私年号の盛行期よりすれば応永、天正は先ず省かれねばならぬ。従つて康正、永正の中に求められよう。

『香取文書』収載の旧案主家文書の大畠村横字麦畑検注取帳に

きう正三丁之(丑)

の紀年あるものが見られる。この『香取文書』の旧案主家文書中にきうとく四年（端裏書に^{きのとの井}）、きうとく五年とがあり、その内容と端裏書からしても、これが年号享徳を示しているのである。従つてきうはきやうのやを省略したもので、享を現わしている事が知られる。

故に、きう正三丁丑はこれまた享正の私年号の一資料である事が確められたものと思う。

また、仮名書年号のこの地方に集中している年代は享徳年中で、この年号と享正は接近していると想定される。本書中の旧録司家文書と旧案主家文書に見受けられる、この大畠村横字の、しかも全一対象である検注取帳及び全案を

求むると、永享五年より永正十年まで十七通ある。その中の内容と、表現全く同一のものに康正二年のものがある。従つて康正に近い丁丑年は長禄元年となり、その元年は逆算して康正元に相当する。比企の板碑は全じ三年でも丙子となつてゐる故、これはその元年一致せず、一年のずれが見られ、享徳三年となる。こゝに享徳三年と康正元年の二類あることが知られる。

延徳 『赤浜妙法寺過去帳』に長禄二年より順次長禄五年^己と記し、次いで延徳二年^壬とし、その翌年を貞（寛ノ誤）正四年^癸としている。この一連の記述の中に見る延徳二年は誤記であろうか、干支は壬午となつていて、これは当然寛正三年に相当する。公年号延徳はこれより三十年位遅れて現われるものであつてみれば、こゝに記された延徳は私年号と見做されよう。

『香取文書』の旧案主家文書中の新部村麦畠検注取帳に

延徳二年^壬五月六日^{（註3）}

とするものがある。さらに参考迄に全案主家文書中の佐原村司早田検注帳断簡に延徳二年九月十三日とあつてその端裏書にみづのへむまと記されている事を挙げて置く。また、全書の旧新福寺文書

中に多田延家が

延徳二年^{みつのへ}六月八日

に助七郎の土地に対する申立てに関する契状がある。以上の二通の文書の干支は『赤浜妙法寺過去帳』のものに合致し、公年号延徳の干支庚戌とは相違する。また同文書中には享徳四年香取助七郎宛の多田延家の畠地本錢返売券があり、延徳を公年号とすれば、延家がその土地を助七郎の所有なる事を確認してから後に売買する事になつて、内容が前後する矛盾が見られる。

なお、『平賀本土寺過去帳』の数ある延徳と記された年号中、公年号と干支一致せぬものが次の如く見出された。

二日下。妙一尼延徳壬午六月。

三日上。鬼法師日善延徳二年七月。十六日下妙道靈延徳二壬午十月栗ヶ沢

廿日上。宝藏坊日秀延徳二壬午四月。

廿日中。妙正尼延徳二壬午四月。

さらに

十八日下。妙讚靈
文明十四壬寅廿一年訪申候延徳
二壬午八月ナトカリヨ子老母

とあって、延徳二壬午死去せるナトカリヨのヨネの老母のため、文明十四年に廿一回忌の追善供養を行なつた事を物語つてゐる。文明十四年以前の廿一年目は寛正三年に当り、『赤浜妙法寺記過去帳』の延徳と合致し、これによつて延徳なる私年号の存在が確かめられたと思う。延徳二年が寛正三年に相当する故、私年号延徳の元年は寛正二年となる。

以上よりして、こゝで関東に見られる延徳なる紀年をもつものに就いては、干支より公私の年号を弁別すべきである。特に板碑には私年号を使用する可能性が強い故に、細心の注意を払う可きである。

正亨 『甲斐妙法寺記』 延徳元庚の条に

京ニテハ正亨二年ト延徳ヲ改玉フ也
(註4)

とある。同書は紀年が錯乱し、文明十九年に改元と記しながら、その年号長享に触れず、翌年長享元戊申としているため実際の年序の長享からは一年のずれを生じている。その翌年に干支を記入せず、たゞ一とし、長享元年にあるべき「申年疫病流行」の記事を挿入している。次の三年己酉には「三年にて改元」とし、また翌年には延徳元庚戌に続けていて、こゝに二年に干支を入れぬため年序に一年のずれを見るのである。なお延徳二年に相当すべき年を明応元年とし、此年も年号色々也とあって、次には二年とある可きを唐突として延徳四壬子となつていて、これにつゞく翌年にはようやく明応二年癸丑となり、全く今迄の混乱に終止符が打たれた。いまこれを整理すれば左表の如きものとなる。

我が国の私年号に関する研究（二）

妙法寺記の年序	文明十九年未	長享元戌	二	西巳	延徳元庚	明応元辛	延徳四壬	明応二癸
実際の年序	七、二〇改元	長享元未	同二申	八、廿一改元	延徳元巳	二	成庚	同三辛
					酉	同三亥	明	応元壬
					同二申	同二丑		

これによつて、『甲斐妙法寺記』の延徳元年の記事は干支より見て事実は延徳二年に当るのである。この記事の混乱のため『長等の山風』は正亨の私年号を単に延徳頃として年代の決定に踏み切れずにある。また土井徳人の甲斐の地誌『隔搔録』には正亨について

元年当庚戌甲斐土民用之

として、明瞭に延徳の何年に当るとは明言していない。なお正亨一年が庚戌年なる故、その元年は己酉年の延徳元年に相当する。

福德　『甲斐妙法寺記』の延徳元戌の条に

大飢饉無申計（中略）京ニテハ正亨二年ト延徳ヲカエ玉フナリ、又京ニテ王崩御トテ福德二庚戌年ト年号ヲ改ル也（註5）とある。延徳元年庚戌は干支よりすれば、実には延徳二年でなければならない。従つて延徳二年が福德二年とある可きであつて、福德元年は延徳元年となる。果して然るであらうか。今少しく吟味してみよう。

日光慈眼堂経蔵中の『草木抄』の墨書奥書に（註6）

於金讚談所榮源忌為稽古書之（中略）生國常州行方西蓮寺舜海 福德二年辛亥七月廿三日とある。この舜海に関して
『台宗三大部外典要勘鈔』中 常州月山寺舜海
『延命地蔵見聞書』 月山寺舜海法印談

『竜女分極』

文明六年以貞舜本舜海写

『新成顯本』

天正十二年舜海弟分舜貞写

等の資料があり、常陸月山寺にも舜海住せし事があつて、文明六年から天正十二年以前までの間生存した人物である事が知られる。なお

『青紙血脉口決』 千景永正三年壬寅七月十五日 於山門本院檀那流令伝受了遂業堅者舜海

『天台奥旨一念三千詮要』 永正三年丙寅七月十八日 台嶺沙門存海示授与舜海訖

『紅葉箱秘決』 永正三年丙寅七月廿三日 於山門本院檀那流令伝受了舜海

等によつて、学僧であつて永正三年に最も多くの仏書の書写をしている事が知られる。叡山慈眼堂の蔵書中の『延命地藏見聞^(註8)』には

右件抄物月山寺舜海法印御説談也（中略）其時天文九年庚水無月下旬

とある。舜海の講録であるこの書が天文九年に成立している事は、前出の天正十二年の『新成顯本』がまた舜海の弟分の舜貞の書写である点と併せ考えれば、既に天文、天正に舜海示寂したものとも、また文明六年から天正十二年まで百年間を数える事からも考えられる。最も生存の確実な期間は以上の資料から文明六年から永正三年迄であることを見るのである。従つて福德なる私年号はその生存期間内の一時期である。然るに前説の如く、福德が延徳年間に比定され、生存期間内に延徳が含まれる故に矛盾は生ぜず、その元年は前出『草木抄』の二年辛亥から延徳二年となる。

日光慈眼堂の蔵書中の『悉曇大抵』の墨書き裏書^(註9)に

応徳元年申子五月十二日（中略）千時福徳二年辛亥林鐘十六日 於宇都宮今宿尾張公小庵申冠亮心書写
とあるが、亮心は『熾盛光仏頂法』 奥書^(註10)の

元亨三年卯年廿九日 於洛陽九条高倉以御本書寫了 亮尋 永正八年辛未八月十三日
於日光山以千妙寺御本書寫之 亮心

の亮心と同一の人物で、永正年間存命となる。前述舜海と同様の論法を以てすれば、福德二年辛亥が延徳三年となる。
従つて福德元年は延徳二年に相当する。

旧香取秀真氏所蔵の下総松沢権現鰐口に

下総国松沢大権現鰐口也 大旦那頭白上人当社大工聖淨金 福徳二年辛亥八月日

とあって、頭白上人は下総太田極楽寺の開山虚海である。享禄元年三月朔日寂すと伝えられ、中禅寺納札にも

大旦那頭白上人本願左京 坂東順礼十三度

仙下野結城 延徳五天癸丑卯月十二日

とあって、享禄以前、延徳頃の人物なる事を知る。^(註11)故にこれまた福德を以て延徳とする説に合致し、かつその元年は

延徳二年に相当する。

『甲斐一蓮寺過去帳』には

当阿弥陀仏 (延徳)二年十二月十七日逆修 板垣善保

弥阿弥陀仏 福徳二年正月四日 久利

連阿弥陀仏 同二年三月廿四日 小沢右京亮

来阿弥陀仏 四月十一日 鷹野右京亮

眼阿弥陀仏 五月廿二日 関

吉阿弥陀仏 延徳三 十月十六日 小笠原逆修

と年代順に羅列してあって、延徳二年十二月に次いで、福德二年正月とすれば、この福德二年は延徳三年に相当し、従つて福德元年は延徳二年となる。

以上の如く福德は延徳年間に発生せることを知るが、『妙法寺記』によれば、その元年は延徳元年に相当し、『一蓮寺過去帳』の例を始め、前述の如き、日光慈眼堂蔵書中の『草木抄』並びに『悉曇大抵』の墨書奥書、旧香取氏所蔵松沢權現の福德元年鰐口銘は延徳二年に相当する。かくの如く、この福德元年の実年代を求むるに、その元年はたゞ一つと定め得ない。延徳を中心として、干支より察するに以下の如く相異なるものが見られる。

第一類 延徳元年に相当するもの。

前述の如く『甲斐妙法寺記』の延徳元庚^庚の条に見られるものがこれであつて、干支より推して、前述正亨の条で述べた如く、福德二年が實際の年序から延徳二年に該当する。故に福德元年は延徳元年に相当する。

第二類 延徳二年に相当するもの。

これまた前述の『甲斐一蓮寺過去帳』、日光慈眼堂蔵書中の『草木抄』『悉曇大抵』。松沢權現の鰐口等に見られる資料はこれに属し、『常陸赤浜妙法寺過去帳』の延徳二年庚戌の傍書に福德元、同三年辛亥の傍書に福德二一とある資料もこれに属するものである。また『会津塔寺八幡宮長帳』^(註13)の延徳二年と延徳二年壬子との間に

福德二年辛亥正月八日

とあって、その裏書に

貞和三年丙戌より至福德仁年一百四十七年也

福德仁辛亥年十一月十七日御遷宮

とあって、年数の逆算からも、明らかに福德二年は延徳三年に相当し、元年はこの類に入れられる可きものであ

る。なお干支よりしてこれと同様に考えられるものに、府中市称名寺の『福德二年^{辛亥}板碑・奉掛氷川明神御宝前武州新座之郡広沢之郷浜崎之宮願主太夫三郎敬白福德二年辛亥九月吉日の銘ある鰐口（入間郡滝入桂林寺蔵）・北多摩川郡口村（現横山村新地原氏所蔵）の『福德二年^{辛亥}二年十六日板碑・鎌倉市光明寺の『福德二年^{辛亥}九月吉日在銘篇額・滋賀県坂本西教寺の『二諦義案立』奥書の『福德二年^{辛亥}』・『香取文書』旧録司代家文書中に見られる『福德二年^{辛亥}かのと五月吉日の奥書あるもの四通・『平賀本土寺過去帳』十七日の妙本入道の条の『福德二年^{辛亥}八月・福島県信夫郡里郷目村千手堂鰐口の『福德二年^{辛亥}六月一日等があり、なお諏訪市中金子諏訪坊頼宣氏所蔵文書中の『延徳二年相当文書にある『福德元年十二月一日の大祝頬滿より御奉行所宛のものもまた同様の資料^{〔註14〕}であつて、最も多くの資料がこの類に入る。

第三類 延徳三年に相当するもの。

『蜷川所蔵年代記』^{〔註15〕}には延徳二庚戌の次に、明応壬子の前に福德辛亥としている、辛亥は延徳三年であつて、福德の下に年数は挙げていなが、それを元年と見なし、その干支が該当するものも相当数ある故、こゝに一類を設定してみた。

その資料として、板橋区石神井（現大泉妙福寺蔵）の『福德元年^{辛亥}三月廿三日在銘六地蔵画像と月待供養の銘ある板碑・『平賀本土寺過去帳』十七日の印旛道高禪門福德元年^{辛亥}九月、『同書』廿七日の禪師阿日応福德元年^{辛亥}十一月、『同書』朔日妙生尽福德元年^{辛亥}二月、『同書』十八日鏡林位福德元年^{辛亥}八月、『同書』十七日羽黒修理亮福德元年^{辛亥}三月等がある。

第四類 延徳四年に相当するもの。

『平賀本土寺過去帳』の十二日の条に

善性入道福德四年乙卯七月

とある。以上の各類の如く、延徳中乃至その前後のものとすべきであろう。そう見るならば乙卯は明応四年が該当す

る。従つてその元年は明応元年となるが、その元年は七月十九日をもつて改元する故、この場合正しくは延徳四年とすべきである。

第五類 延徳二年と推定されるもの。

享保年中の『封内風土記』に、陸前国宮城郡芋沢宇那弥神社（今、同国同郡宮城村）の棟札に福德元年丙戌十二月建之とある。この干支丙戌は延徳年中には求められぬ。これがため古く延徳以前の丙戌年の文正元年と認めている書籍も多く存在する^(註16)。後とすれば大永六年に相当するが、同棟札中の藤原朝臣長沼伊勢守政継の存在時を明らかにする資料の見られぬ現在、その孰れとも決定し難い。そこで、まずこの資料の正確度から吟味したい。『封内風土記』の柴田郡大高宮の記事に見える永□十一年□辰十月一日の鉄鉢と永□十二年十一月朔日の鐘を取挙げて見ると、『奥羽觀跡聞老誌』もこれに触れ、鉄鉢を永観十一年己辰十月一日と観と己とを補つてある。東北地方の永享より慶長に至る鉄鉢に特有の三脚を持つものである。干支は仮名書でつちのえと明示している^(註17)。従つて永禄十一年戊辰のものである。また同書の鐘に永承と承の字を補つて古めかしくしている。この年号は八年正月十一日に天喜と改元しているのであって五年間も改元を知らずに過ぎたとは考えられぬし、梵鐘として東北地方最古のものはこれより二百年遅れて羽黒山の建治二丙子年に現われ、その中間に一例もない事も疑わしく、羽黒山の鐘自体も現在磨滅して銘が見えず、長久保赤水の記録に留まるに過ぎない。それも誤なく記録しているとすれば、また干支の記載形式から江戸時代と見受けられるものとなる。また現存鐘の地域的な分布から見ても首肯し難いものである。またその鐘自体にその年代に相応しい特色はどこにも認められない。故に永観等の古さを持つものとは到底考え得られない。古鐘の権威坪井良平氏はその著『古鐘逸響年表稿』中に、大高山神社永承十二年鐘を永正と見做している。従つて同書は誤った認定があり、比較的明瞭な仮名書の干支に対しても古く認め様とする意図がうかゞわれる。この傾向が享保年間の『封内風土記』

にも誤読とかゝる意図がないであろうか。当地方の棟札中の愛子村諏訪社に「康正三年丑国分能登守藤原宗政所建」、「永禄三年国分能登守造営」「元亀二年国分丹後守」の銘のあるものがあり、この宇那弥神社には福徳在銘と共に「天文五年宗治」「永禄五年宗家」の銘あるものがある。なお同郡村田郷八幡社には「永享三年政望嗣子久重」の棟札資料があつて^(註18)、永享より元亀に至るものの中に凡そ福徳が求められるであろう。たゞ注意す可きは安永三年のこの地方の風土記御用書出には

福徳元年丙戌ト申儀年代記等無御座候ニ付天文五年（天文の棟）丙申ヨリ相考候得ハ文字見得分リ不申候事^(註19)
とあつて、既に享保年間でも或いは文字明瞭でなかつたものと想像もされ、干支割書きとなつてゐる点にも誤記の可能性が考えられる。従つて丙戌に固執せず、丙戌の中戌に誤りなしとすれば第一類に属する。後述の伝播経路より察すれば第二類に岩代信夫郡のものもある故にこの類に入れられよう。戌と辰の書体近似するため丙辰とすれば余りにも、その期間を埋める他に好資料が存在好しないのである。

また、これに溯る文正とは遠隔の地、陸前では到底考え得ないし、のみならずこの地で私年号が発生したとする根拠も見当らぬ。

なお、干支ないため類別し得なかつた資料を左に表示する。考古学講座はその中の「板碑」。考雑は考古学雑誌

年	月	日	品目	所	在	出	典	年	月	日	品目	所	在	出	典
福徳			板碑	入間郡東金子				福徳	元年十月一日						
福徳				東光寺					同右						
福徳元年七月八日	同右			西多摩郡多西村											
結城郡豊岡村	瀬戸岡神明社		考古学講座	考古学講座											
聞光寺	橋川正氏			武藏野十一ノ三											
	考雑九ノ六														
	福徳元年十二月一日文書			福徳元年					同右	中野区雜色					
	諏訪瀬宣氏									宝福寺					
	信濃史料										練馬区南田中町				
												板橋区史			

福德二天	板碑	横浜市港北区高田町貝塚	考古学講座	福德元四月廿一日	同右	同右	同右
福德二年	同右	都筑郡西八朔神社	考雜二八ノ一一	福德元五月四日	同右	同右	同右
福德二天	同右	川崎市北加瀬山崎	実見	福德元五月廿六日	同右	同右	同右
福德二天二月	同右	南多摩郡根岸	能川福正院	福德元六月廿一日	同右	同右	同右
福德二年七月口日	同右	南多摩郡稻生	板碑概説	福德元六月廿八日	同右	同右	同右
福德二年九月廿五日	同右	西多摩郡霞村吹上	山上茂樹氏報	福德元十月廿七日	同右	同右	同右
福德二年十一月十四日	同右	宗泉寺	考古学講座	福德三十二月四日	同右	同右	同右
福德二年十二月五日	同右	同右	考古学講座	福德元正月吉日	同右	同右	同右
福德二年十一月十四日	同右	下川口	板碑概説	五月二十一日	經典	日光慈眼堂	同右
福德元年正月六日	記録	東葛飾郡小金井	平賀本土寺	軸	鎌倉八幡宮	考雜七ノ六	同右
福德元正月廿五日	同右	同右	過去帳		昆陽漫錄	天台書籍目錄	同右
福德元正月廿五日	同右	同右					同右

永伝 『史料綜覽』に『薩藩旧記雜錄』を引き延徳二年に永伝なる私年号のある事を記している。これ以外にかかる年号名あるものに未だ接していない。

徳応 東京都板橋地上赤塚薬師堂（ドウザング山）から出土した板碑に

徳応元年西十月日

との銘あるものがある。^(註21)弥陀三尊にそれぞれ円相を付し、弥陀にのみ蓮台を置き、年号左右に逆修、正妙禪尼の銘と

光明真言を配したものである。蓮台の表現は弁のみで、子房をかき、輪廓を線刻した南北朝の古様のものでもない。本尊幅広く、蓮台との距離も離れ、三尊に円相を置くものの多くは文明及びそれ以後に見られる点等からして室町時代も初頭とは認め得ないものである。室町時代の辛酉年は嘉吉元年、文亀元年、永禄四年とがある。永禄頃に私年号も板碑も衰える故この頃とは受け取れぬし、当時の私年号発生の理由としての天災、飢饉、疫病の流行についての記事も見られぬ。従つて嘉吉元年か、文亀元年のいずれかであらう。たゞ一例の資料からは云々し得ないが、嘉吉年間の天靖の如き発生の理由は未だ東国には適応し兼ねる。強いて求むれば三尊と円相より文亀元年に妥当性が強い。

弥勒 『甲斐妙法寺記』の永正四年^{丁卯}と永正五年との間に弥勒二年^{丁卯}とあって、弥勒二年が永正四年に相当することが知られる。従つて弥勒元年は永正三年に相当する。『諸草心車鈔』卷二の於野田不動院玉幡の供卷と題した願文の末に

弥勒二年三月六日、惠範

とあつて、この惠範『常陸僧史略』によれば

住俱胝山六地藏寺明応中人也、博覽涉内外修練兼顕密

と見えている。また『俱舎論心車鈔』の表紙書にも

明応六年談此疏之抄之離准房惠範三十六才とて、明応中の人物で、その六年が三六歳であれば十年後の永正四年には充分生存し得る年代である。『香取文書』の旧録司代家文書には香取源三郎屋敷売券に、弥勒二年^{ひのと}正月十九日、六司代慶満宛のものが一通と録司代慶満毘沙門堂屋敷寄進状案に弥勒二年^{ひのと}二月十三日の文書が収載されている。また録司略代系図、録司代慶満契状案には永正三年の年号あるものがあつて、弥勒元永正三年説を裏付けている。これも福徳同様にすべて一つの年次に元年が相当するとは考え得られない。資料の示すところ、こゝに二類が

考えられる。

第一類 永正三年に相当するもの。

『甲斐妙法寺記』、『香取文書』の如きはこの類に属するものであるが、甲斐国巨摩郡布施の弥勒二年丁卯六月吉日在銘銅板順礼札註²⁴、同上宮下村甲沢牧洞寺棟札の弥勒二年丁卯、『平賀本土寺過去帳』十一日の日富位註²⁵、東大

國語研究室所蔵『韻鏡』の奥書を見る

弥勒二年丁卯三月十五日 武州多西郡小河内峯於曇華庵

の記載あるもの。長野県埴科郡松代町熊野神社の木造大日如来坐像の

開眼法印覚民部大夫家吉同下野守仏子田与法眼弥勒二年丁卯七月廿八日

同じく台座天板墨書の

英田莊東条郡神山大日寺弥勒院 御本地大日如來 依郷御内安穩口座造立

諸人福寿（中略）祝家吉歲七十二、同下野守三十二才敬白 弥勒二年丁卯三月吉日施主等家吉

とか、同社の木造阿弥陀如来に見える弥勒仁年丁卯三月吉日、同社木造弥勒菩薩像に弥勒二天丁卯弥生吉日等はこの部類に入る資料である。

第二類 永正四年に相当するもの。

『平賀本土寺過去帳』には妙春弥勒元卯十一月朔日とある。また埼玉県北足立郡馬室妙樂寺の弥陀三尊種子板碑に弥勒元年卯六月十一日妙仙禪尼の銘あるものがある。これ等は明らかに弥勒元年を永正四年としていること、干支によって察せられる。なお『会津旧事雜考』・『新編会津風土記』には岩代国会津耶摩郡熊野神社の御正躰円鏡二面に会津新宮大勧進僧淨尊 澄一 地頭代左兵衛少尉荻原知盛 小宮守預所代右兵衛少尉 平国村 弥勒元年辛卯二月

二十二日

大勧進僧淨尊 橫三郎 王生広末 会津新宮 弥勒元辛卯二月二十二日

との銘を持つものが報告されている。辛卯は永正の頃に求められぬところから『会津旧事雜考』は改元の年の辛卯ならば承安元年であらうとし、

承安の前庚寅の年に九月の頃、桜梅桃の花盛りに開けるよし、旧記に見ゆれば、世俗、弥勒の先兆など云ふにより、此る年号を作りたるも知れず即承安のもの歟と、その発生の理由を気候の異変の中に求めて、古く承安と認めている。これが明治以来弥勒元年の一説として採用され来つた根拠であらう。

なお前記事について、承安年中に地頭あるは惺むべしとして、承安元年にも決し兼ねて(註28)いる。この点からか、『偽年号考』はこれを私年号の多い年代まで下げて享禄四年に当てゝいる。服部清五郎氏は『板碑概説』で、『国史大辞典』にある地頭代、預所の記事から承安元年辛卯相当と認めて矛盾はないと説き、藤原時代、室町時代の二期に行はれたとて差支ないとの見解を明らかにしている。しかしこの二時代に跨つて同一年号が存在するとの考えに対しても(+)にはそれ相当な発生の理由の存在すること、(+)にその名称の時代的背景に肯定し得られぬ限り追随はできない。

また北会津郡(大沼)高田伊佐須美神社に年代記があり、文龜、永正の頃までのもので、中に喜楽、弥勒の年号のあることを付言している。この好資料もまた前記御正躰円鏡も知られなくなつた現在、妥当性の濃いものを求めるより方法はなからう。年代記は永正まで終つていて、古代年号の喜楽を除けば、福德等の広範な地域に亘つて使用されたものが記載されず、弥勒をもつて私年号の初見としている条件からすれば弥勒を永正年代と見て差支えはない。また円鏡の示す内容上にも抵触する部分を持つていない。この弥勒の承安元年、享禄四年両説の根拠は永正三年とす

る場合干支の相異から来たものである。従つて福德の第五類の如く、資料に誤認があつたのではなかろうかとの疑が生れる。この誤認であつたとする上に立つてしかも後述の如く多くの私年号使用範囲の境外にあるこの地の面も考慮して、永正三年以後の干支中で、この辛卯に近いものを求めると、永正四年の丁卯と八年の辛未がある。後者とするには余りに年代的に差があり、また辛と丁とはやゝ字体にも近い、従つて現段階では永正四年相当と私考される。干支をかく資料として次の如きものがある。

年	月	日	品目	所	在	出	典	年	月	日	品目	所	在	出	典
弥勒	六日		記録	平賀本土寺		平賀本土寺		弥勒	二年三月廿五日		板碑	東葛飾郡野田		松屋叢話	
弥勒	元十一月廿四日	同右				過去帳		弥勒	二年七月廿七日		板碑	西多摩郡五ノ神			
弥勒	二年正月二十六日	板碑	北足立郡三宝村		同右		渡辺氏					山上茂樹氏報			
		宝藏院			向岡閑話										

永喜『香取文書』収載の旧案主家文書中の小林胤治未進年貢免除状に

永喜二年丁亥三月吉日

とあって、小林神四郎胤治と記せる添書には大永七年丁亥十二月八日とある。従つて同一人物で同一干支を付している

点から永喜元年は大永六年に相当すると一応考えられる。栃木県小山市須賀神社の和鏡に

奉下野国小山祇園大明神○大木鳴大夫敬白願主 永喜二年丁亥卯月吉日

(註29) の刻銘がある。この鏡の図柄よりして、これが室町時代初期以降の特徴を具え、大永に比定し得るものである。なお

『新編会津風土記』卷五三には耶摩郡恵日村の大黒印刻板後に

奥州会津磐梯山恵日寺求聖正座主玄朝 永喜式年丁亥卯月八日□□聖昌珍の銘ありと、今案するに永喜の年号なし、

永承二年丁亥の誤りにや

としている。大黒なる七福神信仰は室町時代後半に盛んになるもので、到底永承の如く藤原時代のものとは認め難い。これは二年と干支丁亥の年を公年号に求め、しかも恵日寺の徳一法師に附会して、古寺たる事証せんとした作意によるものであらう。なお文中の□□は多くの用例よりして勧進であらう。

保寿 辻善之助『大日本年表』に天文元年相当としている。その資料とその根拠不明なる故、こゝに掲載するに留める。

宝寿 長野県佐久郡上畠村の鍍金経筒に

十羅刹女 雲州之住侶周慶

梵字 奉納大乘妙典六十六部

三十番神 宝寿二年今月今日

とある。^(註30)十羅刹女、三十番神の信仰より見ても室町時代の後半にこれが属し、修驗の用いる経筒中の今月今日の用例から見ても、同様の事が云い得る。また『古今全工便覽』にも

宝寿二年^{甲午}正月吉日 明珍信家

とある。金工家明珍に就いては『甲斐国志』に天文・弘治の際に及ぶ人なりとある。従つて明珍在世中の甲午は天文三年に限る故、宝寿元年は天文二年に相当する。

命禄 埼玉県北足立郡新曾妙顯寺の法華曼陀羅裏書に

命禄二年辛丑六月吉日（中略）妙光寺当代日精

とある。^(註31)『妙光寺暦譜』には、永禄六年四月廿日七十五才をもつて寂すとあって、この年号が永禄六年以前となる。

彼の生存中の干支辛丑は天文十年にのみ限られる。従つて命禄二年が天文十年相当となり、その元年は天文九年となる。『蜷川氏所蔵年代記』にも天文九年^{庚子}の頭書に

庚子命禄元年に成、又壬寅帰天文十一年と記されていると云う。^(註32)これによれば天文九年に命禄元年が使用され、三年間行われ、天文十一年には天文の年号用いられている事になる。

なお、日光慈眼堂蔵収納典籍中の『血脉面授口決』の奥書に

右此鈔者什覺法印御自筆之本年久而朽損シタルヲ伝祐写之懷中不離持処也 命禄二年^{辛卯}八月十五日書之

とある。なお別筆に

権大僧都法印俊覺（花押）

ともある。伝祐の『唯授一人灌頂私記』には

永正十七年十二月吉辰

と、『³³口決集』にも

大永三年

の紀年が見られ、舜覺の写本『心蓮抄』には

天文十七年

の紀年^(註34)があり、永正、大永、天文頃に命禄が置かれ、この期間の辛丑は天文十年にこれまた該当し、命禄元年天文九年^(註34)説に馳背しない。

かかる資料以外に天文九年を裏書きするものとして、以下の如きものが知られてきている。日光慈眼堂蔵典籍中の『首楞嚴義疏注経』の上州行田山加点了 景命禄三年^{壬午}林鐘下旬吉日^(註35)。千葉県北葛飾郡金杉村栄光院の題目板碑の命

禄三年^{壬寅}正月廿二日。^(註36) 栃木県芳賀郡益子町上大羽地蔵院の落書に坂東卅三所順礼幸祐上州箕輪山法峯寺衆分正覺坊深入禪定見十方仏上州住人四島太郎五郎 命禄三^{壬寅}三月三日。^(註37) 箱根東福寺行者堂鰐口（現滋賀県蒲生郡馬淵村岩倉妙感寺）の命禄願年^{庚子}十二月吉日^(註38) および山梨県巨摩郡岩下勝手明神石鳥居の命禄元^{庚午}十月日^(註39) 等がある。

また干支欠く長野県南佐久間郡南牧村津金文書の武田信虎の朱印状に命禄元年八月二日、『平賀本土寺過去帳』廿一日に妙了 命禄二正月等の紀年あるものがある。

嘗て弥勒と同一視し、永正三年が定説となっていた。しかも干支の矛盾を無視し、またその根拠をも示さず継承されて來た。筆者は栄光院の板碑の干支が該当せぬところから、伴信友の『長等の山風』・中山信名の『偽年号考』の唱える天文九年説を支持して発表しても來たし^(註41)、妙光寺日精の例よりして、永正三年説に従えば二十才未満の若冠にして、多くの末寺のある大寺の住職となり、曼陀羅の授与もしている事にもなり、その筆蹟の能筆に過ぎる矛盾も感ぜられ、今もって永正三年説に従はねばならぬ資料に接していない^(註42)。

光永 辻善之助『大日本年表』に天正四年相当としている。その資料と年代決定の根拠不明なため、こゝに転載するに留める。

一、使用圏と伝播経路

公年号を拒否して、何故に私年号を使用したか、それには相應の理由なり根拠があつたであろう。それが或る範囲に拡がっていることは、そこに共通な基盤があつたものであらう。その使用圏を探り、その地域共通の事情、環境を求めれば、そこに私年号使用の根拠に近付き得るであろう。そのためには資料の量は充分ではないが、同一種類の拡がりから或る程度の伝播経路の方向付けもでき得るであろうし、またその根源地をも想定し得るであろう。徳心・

保寿・光永は資料も少なく、また未だその資料の所在も知られぬ故省略する。

享正 資料の示す地域は比企・入間・香取の三郡で、比企郡には丙子、香取郡には丁丑とあつて共に三年在銘。従つて前者は後者に先向し、凡そ比企郡より入間郡を経て香取郡に及んでいると見られよう。

延徳 常陸赤浜、東葛飾小金井、香取に延徳元年のものがあり、共に寛正二年相当の資料であつて、使用月からすれば小金井に古いものがある。

正亨 『甲斐妙法寺記』にのみ見られるに過ぎなく、伝播の方向は勿論求め得ない。

福德 延徳二年に福德二年とする『甲斐妙法寺記』を初見とすべきである。諏訪社に関する大祝願満より奉行所への文書に福德元年十二月一日の紀年があり、当社の他の文書より察するに延徳二年に相当すると思われる。『甲斐一蓮寺過去帳』には延徳三年の始め正月四日に福德二年とし、この第二類中の初めをなしている。前者には改元理由を述べ、京よりとの噂を記し。従つて関東より起つたものとは見られない。この第二類に属するものは二年辛亥とするものゝみである事は興味ある事であつて、干支なく単に二年とするものも恐らくこの類に属す可きものであろう。干支あるものに就いて見れば、二月使用のもの南多摩郡川口に、五月に香取社、六月には宇都宮、岩代国信夫郡七月に児玉郡金讚、八月下旬平賀、同太田、九月鎌倉光明寺、新座郡広沢十一月に会津耶摩郡塔寺にある。この類の『二諦義案立』の書写場所不明であるが、同名のものに文明九年下野上三川に真海のものがある。これを書写したものではなかろうか、従つて北関東と見做して大過あるまい。干支なきこの第二類に含まるゝものと見做されるものに、一月に鎌倉八幡社のものがあり、光明寺のものと共に一月と九月の一例がある。南多摩根岸に二月前掲川口に十一月と福生に七月のものと同地域に二月より十一月まで四例がある。西多摩霞村に九月より十一月まで三例がある。また横浜港北区と川崎を含め三例、北多摩府中川越仙波に一例がある。こゝに地域的な纏まりを見せている事も興味が惹かれ

るところである。

第三類も延徳三年相当にはなるが、すべて干支は第二類と同様で辛亥で、年数を元年としている差に過ぎない。その大部分は平賀本土寺に集中し、五例あって二月から十一月に及んでいる。その他には練馬区に三月のものがあり、干支のない單に元年とするものも地域的に纏つていて、中野区に十月のもの二例、練馬区に一例あって練馬区としては都合二例となり、本土寺に一月から十月まで六例あって都合十一例となる。下総結城豊岡に七月の一例とがある。また延徳四年相当のもので福德四年とするもの本土寺にあって、また干支なく四年とするものも本土寺にある。さらに『本土寺過去帳』に福徳十四年七月廿一日太田道灌相州にてとの全く飛び離れた年号が記されている。道灌は文明十八年七月廿一日殺害されていて、祥月日になつてゐる。これが回忌に当るとすれば第四類に入れて七回忌相当となる。

以上大局的に観めると甲斐に始まり、西に信濃へ、東には鎌倉を経て三多摩に、これより下総、北関東、会津に及び、遠く陸前にも伝播していったものであろう。

永伝 資料が『薩藩旧記雑録』であることは九州に使用されたものであろう。この地方に未だ明らかではないが二三の私年号の存在が考えられる故、その存在の可能性も認められる。

弥勒 『甲斐妙法寺記』の弥勒元年に相当する永正三年の記事には此年半の頃よりも年号替るなりと、その時を明記していく、その改元弥勒以外には考えられない。従つてこの方面こそ発祥の地に深いものと思われる。永正四年に当つて甲斐の巨摩郡布施の奥地の者が、遠く西国順礼に向い十三番札所近江の石山寺に六月の銘を刻める金銅順礼札を奉納している。この事は既に古く私年号弥勒を知っていたものであろう。一・二月には香取社に、三月には常陸、信州松代、西多摩郡小河内と迅速に伝播している。これ等は二年丁卯とするものゝみである。さらに二年とするものゝ中には甲州の奥に一例、正月のものに北足立郡のもの、下総野田に三月のもの、七月に西多摩のものがある。ただ

『本土寺過去帳』に一例元年丙戌とするものがあるが、これは次の第二類への過渡的なものと受け取られる。元年卯とする第一類のものには六月に北足立郡馬室、十一月のものが本土寺にあつて福德の例に、諸条件酷似し、遅くまで本土寺に使用されている。

永喜 資料少なく云々し得ないが、甲斐地方に見られ、この場合も甲斐に古く信濃に遅く現われている。

命禄 元年とするもの甲斐の武田信玄の朱印状より始まり、次にこゝを中心として西方信州に、また箱根に、翌年には本土寺と北足立郡新曾に、そうして上州方面へと伝播していることを知る。

以上を通観して、

- 1、私年号発生の根源地乃至それに近い所は甲州方面と見られる。
 - 2、これが西方信州に、東しては箱根を越えて相模に伝播したと見られる。
 - 3、次いで三多摩、香取方面に延びて行くかに見られる。
 - 4、さらに北方の上州、常陸の北関東から会津に、なお陸前に伝播している。
 - 5、西方は信濃に留まり、所謂漸進地域に及ばず、後進地域にその分布圏をもつていてる。
 - 6、福德の私年号の広い分布圏を基礎として、以後の資料はこの範囲内に多く留まっている。
 - 7、特に弥勒の伝播はその名称が庶民に受け入り易ったものか、迅速に伝播している。
- と云うことが云い得ると思う。

三 発生の理由

前項において、嘉吉三年の天靖が最始に認められたが、室町時代の多くの私年号使用圏からは地域的に遠く離れて

いて、これに続くものとの間にも年代的に距離がある。享禄三年と康正元年相当の享正と寛正二年相当の延徳とは時間的には相接し、地域的には武藏・下総に限られているのみならず、これに続く一連の所謂関東の私年号に云われる福徳、弥勒、命禄とは時間的に距離がある。この時間的、地域的距離は発生の理由に自から異なるものがありはしないか。いま各私年号について吟味を加えてみよう。

天靖 南北朝時代に北陸で南朝方が白鹿・迎雲などの年号を使用しているところから、その遺臣の中に嘉吉の挙兵後紀伊に籠つて私年号を使用したことは唐突の挙とは思われぬ。この意味で前期の南北朝の対立の余燼とも見られる。^(註43)

享正 嘗つて源頼朝は幕府創設以前、平氏政権の制定せる養和等の年号を使用せず、頼朝側にあつた色定法師と鏤阿は北九州と足利で、頼朝の奥州征伐の年に和勝の私年号を使用せること前回触れて来た。これが室町時代に入つて関東管領足利持氏も幕府に対立して、永享年間かかる所業があつた。足利成氏も関東管領の職を追わされてよりかかることがあつた事を中山信名は『偽年号考』で、次の如くのべている。即

享徳四年乙亥更めて康正（中略）康正三年丁丑長禄とす。四年庚辰又改寛正とす。関東皆これを用ひず。享徳を用ひることすべて十四年云々常陸国府中税書文書に享徳十四年を用ひし文書二通あり、共に成氏の有司より出す所の書なり

とあって、康正、長禄、寛正の公年号を無視しているのである。さらに『香取文書』中には享徳十七年正月十六日の、成氏が香取大弥宜より祈祷卷数を受取れる事、また精誠を抽きんする可きとの内書を与えていた。さらにその配下千葉孝胤は享徳二十年八月付けの香取社神領の葛原、小野、織幡に安堵状を与えていた。これによつて成氏、またその加担者が享徳以後の公年号を拒否していた事が知られる。この香取社に見られる享正の私年号の存在もかかる条件の中に使用されたものと私考される。入間郡大家村には享正の板碑があり、この入間郡に関しては成氏が上州退治に享

禄四年、府中高安寺に陣を取り分陪河原合戦を行い、康正二年大家村に接する北足立郡の過半を領せる上杉勢を、成氏に加担せる築田河内守が一時敗つてこれに代り勢を維持し、また比企郡松山城は多賀谷、高野等と共に成氏の勢力下にあつた事が、『関八州古戦録』、『鎌倉大双紙』等の記録に見られる。

延徳 常陸赤浜、香取、下総平賀に使用された事は前頃の如くであるが、赤浜は成氏に組せる小田成治の治下にあつて、平賀は享徳四年成氏の配下原氏が小金井に城を構え拠点としている。こゝに成氏の勢力圏内に享正、延徳の私年号が使用されていたものと私考することも、強ち我田引水として看過し得まいと思う。要するに前記天靖とを含めて、政治的対立により私年号が発生したものと見たい。

正亨 『甲斐妙法寺記』にのみ見られるに過ぎないが、京にて改元するとの暦を記している。またこの年は日照りであつて、後には大風、大雨のため作物実らず、飢饉となり、これに加えて京にて王崩御のためとしている。王とは実には將軍義政を指している。王崩御の改元すべき年に、かかる飢饉が加わり改元あつたものと想われる。

福德 『甲斐妙法寺記』に正亨と共に福德のことが同時に記述されている。同書の長享二戊申には大雨による粟の損害を受け、また疫病の流行を報じ、翌三年、實には延徳元年、即正亨、福德の記事ある前年には世間つまること言うに及ばず、大麦吉、疫病流行し人々死すと伝えている。この翌年即延徳二年には京にあつても『実隆公記』九月廿六日と廿八日には寒冷、降雪の事を記し近代不聞としている。『後法興院政家記』も同様、雪六七寸に及び未曾有と伝え、『親長卿記』もこの降雪を本朝希代のこととしている。この年三月から閏八月にかけて土一揆、四十余年目に発生し、さらに十月にも起きている。^(註44)『甲斐妙法寺記』には粟は更になし、牛馬渴死すること大半、人民飢死すること無限とも記して、畿内の先進地域と異なり、土一揆も起し得ず、この地方の人々の中には、私かに改元ありとの暦を信じて、消極的な幕府への反抗を試みていたものと思われる。翌年にも年号色々なり、大飢饉申す計りなしとか、北

条御所御遷化、牛馬飢死する事無限とも記され、慘状引続き、従つて福德を渴望する人々によつて、この私年号続けて使用されていったものであろう。これは甲斐地方ばかりでなく『東寺過去帳抜書』にも美濃、尾張の飢死を伝えている。しかしこの方面に私年号の使用を見ぬのは漸進地域にあつて、農民の生活条件を異にしていることによるものでもあろうか。

徳応 文亀元年相当とする推測が許されるならば、『甲斐妙法寺記』の明応十年即文亀元年の条は大水と凶作を伝え、『会津塔寺八幡宮長帳』には旱魃を伝えている事も、私年号発生の理由ともならう。

弥勒 『甲斐妙法寺記』永正元年の条には嚴冬で湖余すところなく氷結し、大飢饉のため人馬死すこと無限とある。『会津塔寺八幡宮長帳』永正二年の条には

日本国大ききんに入候（中略）此とし大雪なり、大けかつにて、人三千人飢死あり、ふしきのとしなりと連年の飢饉の様を伝えている。『甲斐妙法寺記』永正三年の条に

此年春は売買去年よりも尚高直也（中略）此年半の頃よりも年号替るなりと、米穀の騰貴を記して、弥勒に年号替る理由が記されてれる。

永喜 『甲斐妙法寺記』の大永六年には災害の記事は見当らず、武田殿勝給うとか、翌七年には信州一國の殿々の和睦とか、当國と駿河と和睦とも見えていて、戦乱に明暮れた後の和睦と関連付けて、その名称発生の理由も考えられぬではない。然し甲斐にこの永喜に資料なき故後考に待つ事とする。

宝寿 『甲斐妙法寺記』天文二年に

春此方福貴（中略）此年五月、六月、七月、八月辺大雨降て耕作凶とあって、翌年の宝寿を実際使用せる年には

此年正月閏月此春言語同断餓死致候而、人々つまる事無限、次に疫病はやり候而苦々やみ申候（中略）此年は始年八月より明る年四月迄歳をほり候而、皆身命を繼候、此年の秋世中十分に御座候て、風吹候而二け一の世中と申候とあって、大雨、凶作、飢饉、疫病と悲惨な状が訴えられているが、秋よりこの傾向薄れて、世の明るさを取り戻している事が、この私年号が短い期間使用されたに過ぎなく、またその資料も少ないものであろう。

命祿 天文九年に相当するが、この年には全国的飢饉、疫病の流行によつて後奈良天皇自から般若心經書写の淨行となられた事は人のよく知るところであり、また改元の命を幕府に伝へたのであるが、その費を弁じ得ない幕府が辞している事は注目す可きである。改元によつて禍を福に転ずを事を渴望する庶民の立場からは、この災害に当つて私かに実情に適合する名称の私年号は歓迎されたものであらう。今私年号の使用地域内の二三の資料を挙げて、実情を観めてみたい。

『会津八幡宮長帳』には

天文九年庚子八月十一日之夜大風吹て古木、大木ふきたをして五こく地のそこまでかせにあい申候と大風の災害を記し、『甲斐妙法寺記』には天文七年の一月から三月までの大風の記事と大麦抜け、なくなり、春飢死する者の出でている事を報じ、八年には武相両国の合戦と極月の大風、大水のことを記し、九年には

五月六月大雨降候、世中さんざんに候処、又八月十一日の暮程に大風吹候而候亥剋迄三時吹候大海端は皆浪に引れ、出家は大木に打破られ堂寺宮悉吹たふし申候、地下の家は千に一、万に一御座候、鳥獸皆死申候世間の大木は一本も無御座候、去程に世中の事申に不レ及候殊のい 物一向無御座候、淨泉寺も吹たふし申候、諏方の鳥居をも吹た

ふし申候 諏方の松をは一万本計と承候

天文十年辛丑此年春致餓死候而人馬共死る事無限百年の内にも無御座と人々申來り候

と、甲斐方面の事情を素朴な筆致を以つて描いている。この天文九年八月十一日の大風に就いては『甲斐諏訪神使御頭日記』にはなお詳述している、その一端を示そう。

八月十一日之酉時のさかりより南大風出 雨共に戌刻迄吹候（中略）風吹出候 大水は五十年以前に只今の水にもまし候て出候由申伝候 風は五百年以前のしはまくり風も是ほどはあるまじきかと聞候（中略）磯並の宮の木四十本ねかえり風つよくして戸かべは申に不及のきかへまで吹はなし候

と大風の規模の程知られるが、『東山梨郡栗原村開桃寺記録』は更らに実に印象深い記事がもらられている。

天文庚子秋數日洪水横流して、數千軒の釜戸浪間にしたして、男女老幼途を失ひ半命半死にしてうめき叫ぶ、此時當時境内諸堂類敗すと雖も、水中に獨一の浮島となりて、數千の男女漸く爰に身を寄せ、掌を合せて觀世音の名号を唱へ奉れば、忽然と救世菩薩の應現海島岩石の上に来迎ましまし、魏々たる尊容光明赫然として、後には重川に輝き、前には白川を照し、金光山野を覆ふこと幡蓋の如く、忽ち洪水治まりて、補陀落山の依正を現ず、世人此奇瑞を挙し、觀音を生じて苦海の厄難を忘れたり云々

とある。これは単に命禄にのみ関連するものではなく、救世觀音の加護を求めてその来迎を望む姿は正に弥勒の私年号の盛行を見る事態に置き替えて観め得られるであろう。なお『甲斐長命寺大仏帳』天文九年八月十七日諸国餓死者供養の記事には

津田庄疫病死人 南無阿弥陀仏

中庄 死人 南無阿弥陀仏

大房 死人 南無阿弥陀仏

日本國餓死人 南無阿弥陀仏

とあって、七月十五日の条には

八十牧死人 南無阿弥陀仏

二百人津田死人 南無阿弥陀仏

四十人北郡死人 南無阿弥陀仏

と、その実態を生々しく伝えていた。なお『甲斐妙法寺記』の天文十一年にも
秋世中一向悪く候而 大風三度迄吹申候 人々餓死事無限 去れ共売買安し 錢飢渴にて御座候 並て三年致餓死
候
と、数年に亘って飢饉にさらされていた事が知られ、命禄の三年間に亘って使用されている事も理解し得るであ
る。

四、名 称

名称そのものも、その私年号に性格付けをしているものと思う。この面から天靖を見れば、天は南朝に用いた天授
にも見られるが、日本年号に最も古くから採用され、かつその使用度の多いものである。靖はしづめ、をさむとする
政治色の濃い名称で、天下の安寧を意味するものとなる。これは政権を奪還せんとする南朝の遺臣にとつての理想
が含まれていると見られる。

享正、延徳については足利成氏が幕府に対立した世界の中で発生しているのである。従つて名称そのものに深い意
味付けもされなかつたと考えられる。今、応永以後延徳以前公・私年号の名称を、年次に従つて羅列すれば、

正長 永享 嘉吉 文安 宝徳 享徳 享正 康正 長禄 寛正 延徳

となり。享正の享は以前にあつては○印の通り一度使用され、正は△印の通り一度使用されている。延徳の徳は▲の

如く二度使用されている。特に享正と事実使用せる年の康正二年と長禄元年から見れば、享徳の享と、次の康正の正とを単に合わせたものと受け取れるのである。これが文明の乱以後生れた私年号に就いては以前の対立のために誕生したものとは本質的に異なり、度重なる疫病流行より生命の安全を望み、旱魃、洪水より導かれる飢饉から逃れんとして福・寿を求め、長年の不作による貧から財物即禄の豊かさを願い、所謂福禄寿を崇拜せる背景から理解すべきである。試みにその名称を概観すれば、室町時代の中で、これら私年号には永、禄、徳、宝、正、応を除いては、命、寿、亨、壽、弥、勒、福、保、光、伝、喜等の多くの公年号には使用されぬものが用いられている。今、福、禄、寿の三種に分類するならば、

福に関連あるもの——福德、永喜

禄 // ——福德、徳応、宝寿、命禄

寿 // ——永伝、永喜、保寿、宝寿、命禄、光永、正享

となり、その望むところが奈辺にあつたかが窺われる。

結 び

天靖、享正、延徳は前代の傾向を引き継ぎ、政治的な対立の中に生れたもので、応仁文明の乱後に見らるる私年号は趣を異にしている。改元は新しい世を迎えることを意味するものであつて、兵火に加えて天災、疫病、飢饉に直面せる人々には甲子、辛酉、御代始等による改元は意味を持たず。従つて私年号は専ら福禄寿を与える世を仰望する人々によつて使用された事はその名称からでも察せられる。これが同じ条件下にある先進地域では土一撋によつて、自己保全を策し得たが、この後進地域の東国にあつては僅かに私年号を使用する事によつて消極的な反抗をも含めて使用

したものであらう。命禄に見る如く、応仁文明の乱後一早く強固な領内支配を完成せる、甲州の守護武田信虎自身が使用している。これは幕府の権威を認めぬ彼の片鱗がうかがわれる。この山間の甲州が何故に私年号の搖籃の地となつてゐるのか。明確には把え得ないが、一方的交通の条件が、京にて王崩御との表現に見る如く、噂さをそのまま受け取らねばならなかつた事、それにも増して地形的条件が僅かな災害も大きく響く条件を持っていたものと私考する。

同音異字の異年号表(二)室町時代

項目	異年号	品目	銘	其他	所	在	引用文献
公年号							
長 祿	張六四年かのつ十二月廿六日	文書	鰐口	案主光房	下総香取郡香取社	香取文書	
永 享	永寧十二年四月二十二日	文書	平低重白象山洞雲寺	陸前三迫普賢堂	封内封土記		
永 祿	永祖十年卯五月朔日	文書	龍印浦野民部右衛門尉	岩代会津波河	新編会津風土記		
元 正	天政十八年三月二日	墓碑	(長沼盛秀)	岩代南会津郡糸沢	大日本地名辞書		
天 正	天将四年五月十六日	文書	梁田藤左衛門	岩代北会津郡大町	同右		
永 正	榮正元年甲子菊月吉日	同右	錄司代慶安	下総香取郡香取社	香取文書		
天 文	口門六年西	落書	長祐	法隆寺塔初層壁画	日本美術工芸五六		

註1 江戸時代の伴信友の『逸号年表補考』

註2 稲村坦元『青石塔婆(板碑)』(日本考古図録大成第十三輯)

註3 当村の麦畑検査帳には永享五、七、文安五、宝徳三、享徳、寛正五、永正八年のものがあるが、寛正五年のもののみ延徳のものとその坪付、所有者名一個異なるだけで、殆んど変化を認めぬ。しかるに他のものには多くの相違があることはこの延徳が寛正年間に接近していて、この裏付け資料ともならう。

我が国の私年号に関する研究（二）

- 註4 続群書類從本によつたが。丸子亘氏「勝山日記と妙法寺記」(立正大学文学論叢一七)には正亨を勝山日記は正京としていると記している。両者書体やや近く、発音は全く異なる他に資料の発見されぬ限り、いづれと決定し難い。またこれを決定する新資料が発見された時には勝山日記の価値を左右する一因となろう。
- 註5 『勝山日記』には此年一年中ニ三年号贊ル也との句が続いている。
- 註6 古谷清氏「日光慈眼堂經藏収納の典籍に就いて」(考古学雑誌)
- 註7 『台宗三大部外典要勘鉄』より『紅葉箱秘決』までの七冊の典籍に就ては渋谷亮泰氏『昭和天台書籍総合目録』によつた。
- 註8 岩橋小弥太氏『史料採訪』——叡山慈眼堂藏
- 註9 古谷清氏「日光慈眼堂經藏収納の典籍に就いて」(考古学雑誌)
- 註10 渋谷亮泰氏『昭和天台書籍総合目録』
- 註11 渋谷亮泰氏『昭和天台書籍総合目録』
- 註12 篠崎四郎氏『房總金石文の研究』
- 註13 中山信名『偽年号考』は延徳二年庚戌の傍書に福德元年とあると述べている。しかし宮内省図書寮本を収載せる『続群書類從』本には見当らぬ。
- 註14 是沢恭三氏『重文化財会津塔寺八幡宮長帳』
- 前者は中尾堯氏の報告によるもので、右に願主摠朝敬白鷗口宝城山大藏寺住持比丘奥羽信夫里郷日村千手堂と左側に安積郡部谷田住仁大工高久殿守三郎左衛門干時福德二年辛亥六月一日との銘ありと云う。後者は『信濃史料』による。
- 註15 中山信名『偽年号考』
- 年表類として古く明治三十三年の『国史便覧』を始め諸書に見られる事はこの稿に掲げた表によつても知られる。
- 註16 立田三朗氏「南陸前の金文」(古代文化一三ノ二)
- 吉田友好の天保十三年起筆安政四年成る『仙台金石志』
- 註17 『宮城県史』風土記
- 板碑中には時に誤読によつて、同一のものが数種のものと見られることがある『考古学講座』板碑年表には川口村発見の
- 註18 福徳二年辛亥二月十六日とあって、『武藏野』一一ノ四には十二月とある。また前者中には宗泉寺の板碑に福徳二年十二月
- 註19 20

五日とあるが、現在、下部欠損し、五日の部分を欠く、ために別ものと見られる可能性もできるであろう。なお、同書の
福德二年十一月板碑にはなお十四日とあるが、これが所を換えると二物と見られることになる。従って本表は充分注意
して、資料を取り扱った。

- 註 21 『板橋区史』・稻村坦元氏『武藏野の青石塔婆』
- 註 22 『偽年号考』
- 註 23 渋谷亮泰氏『昭和天台書籍総合目録』
- 註 24 近江石山寺蔵。『異年号考』・藤田明氏「歴史地理」一〇〇一〇、中村直勝氏「歴史と地理」一二二〇三、「仏教史学」三ノ
一一等に見られる。
- 註 25 「森島氏手記」(甲斐叢書八)
- 註 26 『信濃史料』
- 註 27 「第五十四回見学記」(埼玉史談五ノ四)
- 註 28 私年号の元年と公年号の元年と干支が一致するところより承安として、直接的にはその字体の吟味もせず、また承安年代
に私年号発生の理由も、室町時代の発生の理由とを混同している。然しこの批判もせず、現在まで辞典、年表が踏襲して
いるのは憾憾に思うものである。
- 註 29 丸山瓦全氏「下野国に於ける金石文」(考古学雑誌一四〇八)、広瀬都異氏『和鏡』考古学講座第二巻)
- 註 30 中山信名『逸年号考』、高橋健自「加賀国笈丘発見の遺物」(考古界五ノ六)
- 註 31 篠崎四郎氏「房総金石文の研究」、「埼玉史談」七ノ四
- 註 32 中山信名『偽年号考』
- 註 33 古谷清氏「日光慈眼堂経蔵収納の典籍について」(考古学雑誌七ノ六)にある。刁即寅を子と誤る。渋谷亮泰『昭和天台書
籍総合目録』
- 註 34 伝祐、舜覺については渋谷亮泰氏『昭和天台書籍総合目録』による。
- 註 35 同右
- 註 36 『逸年号考』、『板碑』(日本考古学図録大成第十三輯)、
李家正文氏『らくがき文化史』

我が国の私年号に関する研究（二）

註 38
高瀬教宏氏より資料の提供を受け、『鰐口』（仏教考古学講座第八巻）に掲載す。

註 39

『甲斐国志』卷六五に命禄の傍に天力とある。天禄元年は庚午年ではあるが、在銘鳥居にかかる古いものは知られていない。禄の字の付く年号で元年庚午の年はない。従つてこれは命禄であらうし、午を子と誤れるものならん。

註 40
『信濃史料』、佐久間海之口に朱印状を持たぬ者には伝馬を出すことを禁ずとの令書。八代国治『国史大辞典』印章
「私年号命禄の年代に就いて」（立正史学第五号）

註 41
註 42

『松屋叢話』巻一に「近き頃下総ノ国ノ野田の里にて、地中よと尼妙心といへるが墓碑をほり出しに、弥勒二年三月廿五日と彫たりし」とあり、『逸年号考』には「下総国野田里土中所掘出「尼妙心墓碑」として弥勒の年号のある事を述べ

ているが、命禄を弥勒とし、妙信を妙心と誤っている。これが弥勒元年永正三年説と命禄元年永正三年説に転嫁したものか、僅かに永正三年説に対する根拠として示したものに、服部清五郎『板碑概説』は本土寺過去帳には妙了_{正月}命禄二とあり、その下に妙性三月正蓮坊日正、妙本四月妙実六月道相に次いで蓮乗_{丁卯}とあるを以て見れば、命禄二年は丁卯歳であったことが想像せられて、命禄二年は永正四年_{丁卯}に相当し、永正三年丙寅即命禄元年丙寅の通説に大体一致するようである。と述べ永正三年説を肯定しているに過ぎない。然し本土寺過去帳はどこまでも年代順に書き連ねられてはいない。妙了の前に經要寅廿三道胤永正四六年アヒルとあって、三寅廿年即天文廿三年が永正四年の前にあって、かかる過去帳の僅かの一部の都合のよい部分を取り上げ、永正三年説を主張するは何の根拠ともならぬであろう。

註 43
註 44
『後法興院政家記』・『親長卿記』に見られる。